

清末中国における仲裁裁判観

—1860、70年代を中心に—

箱 田 恵 子

はじめに

19世紀後半から20世紀初めにおける清朝の近代国際関係の受容過程について、国際法の受容や2度のハーグ平和会議（1899年と1907年）への参加がとくに注目されてきた¹⁾。だが、この時期の国際法や国際関係の発展の重要要素の一つである仲裁裁判について、清朝の認識・態度を具体的な外交交渉の中で検討した専論はほとんどない。

19世紀以降、欧米やラテン・アメリカ諸国では国際紛争の平和的解決方法として、紛争当事国が裁判官に選任した人物の判断によって解決する仲裁裁判 (arbitration) が注目され、国際的な制度化が進んだ²⁾。とくにアラバマ号事件をめぐる仲裁裁判 (1872年)³⁾ は、仲裁裁判の一つの理

史料の略称について

『華工出国史料』：陳翰笙主編『華工出国史料匯編』第一輯「中国官文書選輯」、中華書局、1985年。

『中美往来照会集』：広西師範大学出版社編『中美往来照会集（1846-1931）』、全19冊、広西師範大学出版社、2006年。

F.O. 17: Great Britain. Foreign Office, General Correspondence, China.

FRUS: *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States.*

- 1) 国際法の受容については、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996年、第1章、田濤『国際法輸入と晩清中国』済南出版社、2001年、林学忠『従万国公法到公法外交—晩清国際法的伝入、詮釋と応用』上海古籍出版社、2009年など、ハーグ平和会議への参加については、川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004年、林学忠前掲書、第5章などを参照。
- 2) 以下、19世紀から20世紀初頭における仲裁裁判制度の発展については、杉原高嶺『国際司法裁判制度』有斐閣、1996年、第1章、三牧聖子『戦争違法化運動の時代—「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出版会、2014年、第1章を参照。
- 3) 南北戦争の際のイギリスの中立義務違反が問われたもの。イギリスの民間会社が南軍に売却したアラバマ号が北軍に甚大な被害を与えたことが、イギリスの中立義務違反にあたるかが問われ、米・英・伊・スイス・ブラジル各1名、計5名で構成された仲裁裁判所はイギリスの中立義務違反を認定し、イギリスもこれに同意した。杉原前掲書、12ページ、三牧前掲書、44～45ページ。

念型として重視され、その後の仲裁裁判の発展に大きく寄与した。すなわち、条約の解釈および適用に関する紛争を仲裁裁判に付すという規定を設けた仲裁裁判条約の締結が増加し、とくに南北アメリカ諸国間で積極的に行なわれるようになった。また常設的な仲裁裁判所の創設が追求され、第1回ハーグ平和会議で“常設”仲裁裁判所の設置が実現した⁴⁾。清末の中国が受容した近代国際関係とは、こうした現代の戦争違法化や国際機関の設置につながる変容を遂げつつあったものであり、仲裁裁判はそうした流れを象徴するものであった。ゆえに、清末中国の近代国際関係の受容を論じるなら、仲裁裁判に対するその認識・対応も検討する必要がある。

清末外交史研究において、仲裁裁判に関する研究は手薄であるが、近年、中国では尹新華氏がハーグ仲裁裁判（中国語では「海牙公断」と表記される）と中国外交について検討を加えている。この研究は、1909年にハーグ仲裁裁判所への付託が議論された2件の外交交渉、すなわち日本との「満洲6懸案」をめぐる交渉と、ポルトガルとのマカオ境界問題に関する交渉とを取り上げ、ハーグ仲裁裁判に対する中国側の認識や外交戦略、その実際の効果などを検討したものである⁵⁾。

だが、尹氏が比較している2件の外交交渉は、問題の性質も交渉の環境も大きく異なるものであり、これだけを単純に比較できるものではない。また、この2件の交渉でハーグ仲裁裁判所への付託が議論された背景には、1908年の第二辰丸事件における清朝側の仲裁裁判提起とその後の中国国内外への影響があるのだが、尹氏はそうした背景にも気が付いていないなど、1909年の事例ひとつをとっても、なお議論の余地がある。

また、清末の外交交渉で仲裁裁判への付託が議論された事例は19世紀後半にもいくつも確認でき、清末中国の仲裁裁判に対する認識を問うのであれば、19世紀後半からの認識とその変化の有無について確認する必要があるだろう。さらにいえば、仲裁裁判に対し20世紀初めには「公断」という表現が定着していたが、19世紀後半においては、国家間の外交間

4) ここでいう“常設”とは、裁判官名簿が常備され事務局が常置されたことを指す。

5) 尹新華「海牙公断之議与中国外交一以1909年間中日“東三省六案”和中葡澳門勘界交渉為例一」（栾景河・張俊義主編『近代中国：思想与外交』（上卷）社会科学文献出版社、2013年所収）。この論文は、中国世論と外交との関係についても指摘し、国際化と民族主義の対立と統合の在り方についても言及している。

題に関する仲裁裁判に対して「公断」の表現が使われることはほとんどなく、1870年代より「公評」や「評定」、「評断」などの表現が用いられるようになっていた。「公断」の語はむしろ別の場面で用いられていたのである。ではなぜ20世紀初めには仲裁裁判の訳語が「公断」になったのか。また、訳語が違うということは、19世紀後半と20世紀初めではこの制度に対する認識に違いがあったのだろうか。このように清末中国の仲裁裁判認識をめぐっては、なお検討すべき課題が多い。

もっとも、この小論で上記のような課題すべてを検討することはできないので、まずは第二次アヘン戦争後から1870年代について、清朝の外政担当者が仲裁裁判という制度をどのように認識し、対応したのかを検討することとする。この時期、清朝では近代条約関係への対応が本格化し、国際法関係書が翻訳され、その中で仲裁裁判についても紹介されていた。一方、1870年代にはいくつかの外交交渉を通じ、清朝の交渉担当者は具体的に仲裁裁判という制度に触れることとなった。だが、仲裁裁判について、国際法関連書の翻訳書で用いられた訳語と、実際に外交交渉に当たった清朝官僚たちの中で用いられ定着した表現（すなわち「公評」や「評断」）とは異なっていた。これは何を意味するのか。まず初期の条約や国際法関連書で仲裁裁判（arbitration）がどのように漢訳されていたのかを確認し、そのうえで1870年代の外交交渉の中で、清朝の外政当局者が実際に仲裁裁判をどのように捉え、利用しようとしていたのかを検討する。それにより、訳語の違いの背景にある清朝外政当局者の仲裁裁判に対する認識を明らかにしたい。

第1章 初期の条約における仲裁裁判規定

第二次アヘン戦争と天津・北京条約により、清朝は西洋条約関係への本格的な対応を迫られることとなった。英・仏・露・米の公使が北京に駐在することとなり、これに対応すべく清朝は総理各国事務衙門（以下「総理衙門」とする）を設立した。また、同治年間（1862～74年）にはこの4か国に加え、他の諸外国とも条約関係に入った。総理衙門は当初、英・仏・露・米以外の「小国」との条約締結に否定的であったが、英仏などの北京公使館や天津領事館がこれら諸外国のために斡旋や援助を行

い、清朝と条約を締結することが続いた⁶⁾。そうした条約の中に仲裁裁判の規定を含むものが見られた。1862年調印のポルトガルとの天津条約である。

この清葡天津条約の第53条には、清・葡の両国間で今後、条約の内容について解釈の相違が生じた場合、それぞれが清朝と条約関係にある国の公使1名を招き、この2名の公使に(1)問題の裁定を要請すること、もしこの2名の大臣の意見が合わなければ、両国はさらに別の国の公使に(2)最終の決定を求めること、と規定されていた⁷⁾。

下線(1)の部分、清・葡両国が2名の公使を選任する目的について、条約のポルトガル語原文は「para decidir a questão」（問題に決着をつけるため）、漢文は「從中割断」（間に立って事理をはっきりさせる）となっており⁸⁾、紛争の解決を当事国の選定した裁判官役の人物の裁定に委ねる内容であり、仲裁裁判の規定であるといえよう。また、条約の解釈に関する紛争を予め仲裁裁判に付することを条約に定めており、この条項は仲裁裁判条項に相当するとみなしてよいだろう。清朝外交史研究者のモース（H. B. Morse）もこれを「arbitration」を規定したものとしている⁹⁾。

なお、下線(2)の漢文原文「決意定断」（最終的な決定を下す）の「定断」とは、裁定を下すという意味の漢語であるが、このような表現がこの後も仲裁裁判を説明する際にしばしば用いられている（この点は第2章、第3章で改めて説明する）。

この清葡天津条約は、マカオに関する規定について清が再交渉を求め、ポルトガルがこれに応じなかったため批准書の交換が行われず、実際には発効しなかった¹⁰⁾。だが、1862年という早い時期の条約に仲裁裁判への付託が規定された意味をどのように考えるべきだろうか。

6) 同治年間の諸外国との条約締結については、坂野正高「同治年間（1862－1874年）の条約論議」（同『近代中国外交史研究』岩波書店、1970年所収）、218～226ページを参照。

7) 海関総署《中外旧約章大全》編纂委員会編『中外旧約章大全』（中国海関出版社、2004年）、第1分巻、上冊、575ページ。

8) 同上。

9) H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, London: Longman, Green, and Co., 1918, Vol. 2, p. 117.

10) 坂野前掲論文、225ページ。

まず、この条約には正文テキストに関する規定がないため、仲裁裁判の規定がその代わりとして定められたことが想像される^(補注)。

ただし、両国が選定する裁判官が清朝と条約関係を有する国の公使に限定されている点は注目すべきである。先に述べたように、総理衙門は当初、すでに条約関係にあった英・仏・露・米以外の「小国」からの条約締結の要求は拒否するつもりであったが、英仏などの斡旋や援助により、「小国」とも条約関係を結ぶこととなった。今回のポルトガルの場合、斡旋したのはフランス公使だった。天津での条約交渉を求めた総理衙門に対し、フランス公使がポルトガルの使節をフランス公使館に滞在させ、一切はフランス公使より交渉すること、交渉成立後にはポルトガル使節は天津に戻って調印することを申し出たため、ポルトガル使節の北京滞在が認められ、ポルトガル使節とフランス公使、総理衙門大臣の三者で条約交渉が行われたという経緯があった¹¹⁾。つまり、総理衙門側には、ポルトガルのような「小国」との問題は、斡旋してきたフランスなどの条約締結国が対応すべきだとの意識があり、フランス側もそのように振る舞っていた。これが、清朝と条約関係にある国（具体的には英仏など）の裁定によって「小国」との条約に関する紛争の解決をはかるという仲裁裁判規定を清朝側が受け入れる素地になっていたと考えられる。

次に、仲裁裁判自体を規定したものではないが、関連する重要な規定として、1858年の清米天津条約第1条について言及したい。

清米天津条約の第1条は清米両国および両国人民の平和友好関係を謳うとともに、第三国からの侵害に対する援助についても規定している。この部分について、英文テキストを訳すと、

……そして、いかなる他国が不公平なあるいは侮蔑的な行動を起こした場合も、合衆国はその通知に基づいて、問題の円満な合意をもたらすよう周旋に努め (exert their good offices)、それによって自らの友好感情を示すだろう¹²⁾。

と、アメリカが周旋に努めることを規定している。一方、当該部分の漢文テキストについて、訳語の対応関係を示すため訓読すると、

11) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷八、同治元年七月丁酉（1862年8月11日）の条、総理各国事務恭親王等奏、頁八。

12) 『中外旧約章大全』第1分巻、上冊、279ページ。なお、引用文中の（ ）内は引用者による原文の提示や補足説明などである。以下同じ。

若し他国 何ぞ不公輕藐の事ありて、一たび照知を経たれば、必ず須らく相助け、中に従いて善く調処を為し、以て友誼関切を示すべし¹³⁾。

と、両国の相互援助とする違いはあるが、ここで確認しておきたいのは、周旋 (good offices) に対し「調処」という仲介・調停を意味する漢語が用いられていることである。紛争の平和的解決のため友好国が関与する仕方には、仲裁裁判のほかに、周旋 (good offices) や仲介 (居中調停ともいう。mediation) などの方法がある¹⁴⁾ が、周旋や仲介は仲裁裁判と違って当事国の交渉内容を拘束するものではない¹⁵⁾。のち1870年代に仲裁裁判への付託が実際に議論されるようになったとき、清朝側はこうした周旋・仲介と仲裁裁判とを区別して理解していたのかどうか、清朝の仲裁裁判認識を検討するにあたっては、この点も留意すべきであろう。

また、この清米天津条約第1条の援助規定が象徴するように、アメリカはヨーロッパの帝国主義や権力政治とは異なる存在として清朝に自己をアピールし、東アジアに文明や人道主義をもたらす使命感に駆られていたが、清朝もアメリカに対し友好親善のイメージを持つとともに、アメリカを欧州列強から分断して利用するという発想を持っていた¹⁶⁾。こうした清米関係の特殊性は、清朝の仲裁裁判への態度にも影響を与えることとなる。

第2章 国際法関連書の翻訳における仲裁裁判

第二次アヘン戦争後の1860年代、外国公使との協調関係を背景に、総

13) 同上。

14) 周旋 (good offices) と仲介 (mediation) の区別は必ずしも明確ではないが、一般的には第三国の介入の程度により区別される。周旋は第三国が交渉の機会や場所を提供するなどして、紛争当事国間の外交交渉の開始や促進を働き掛けるもの、これに対し仲介は、交渉の内容に立ち入り、紛争当事国の主張の調整や紛争の解決案を提供するものとされる。杉原高嶺ほか『現代国際法講義 第2版』有斐閣、1995年、406ページ。

15) 同上。

16) 近代における清米関係の特殊性について、高原秀介「アメリカの東アジア政策の史的展開—19世紀末～第一次大戦終結前後までの「理念外交」を中心に—」『同志社アメリカ研究』別冊19号、2013年を参照。

理衙門も西洋的国際ルールへの対応を進めた。その一つが1865年初め¹⁷⁾の『万国公法』の刊行である。その後、清朝で国際法関連書の翻訳・刊行が行なわれたのは1870年代後半であった¹⁸⁾。この時期は清朝周辺での列強の侵入が相次いで外交問題が頻発し、清朝の外交交渉でもしばしば仲裁裁判が議論された時期にあたる。本章では、それらの翻訳書において仲裁裁判がどのような訳語を用いて説明されていたのか確認したい。

まず、『万国公法』について確認しよう。1865年初め、総理衙門はアメリカ人宣教師のマーチン (W. A. P. Martin) がホイートン (Henry Wheaton) の *Elements of International Law* の第6版を漢訳したものを『万国公法』として刊行した。この『万国公法』のなかで仲裁裁判への言及があるのは、第四卷「論交戦条規」第四章「論和約章程」の第八節「和約争端如何可息」であり、講和条約の解釈をめぐる紛争が生じた場合の解決方法を説明した部分である。

ホイートンの原文を確認すると、次の3つの解決方法が挙げられている。すなわち、①条約締結当事者間の友好的な交渉、②友好国による仲介 (by the mediation of friendly powers)、③当事者の選任した他国による仲裁裁判への付託 (by reference to the arbitration of some one power selected by the parties) である¹⁹⁾。『万国公法』のこの部分を訓読すると、

両国 友誼を堅執し重ねて妥善を議す、一なり。其の一国 友邦を邀請し、善く調処を為す、二なり。両国並びに他国に公を秉り理断せんことを請う、三なり。

とあり、仲介 (mediation) には「調処」の語が当てられていた。また当事者の一方だけでも友好国に要請可能であることが訳されている。一方、仲裁裁判 (arbitration) には「秉公理断」(公平に審理判断をする) という漢語が用いられ、当事者双方によって第三者による公平な審理裁判を要請することであるとされている。

次に翻訳・刊行された国際法関連書は『星輶指掌』(1876年)である。

17) 『万国公法』は開鑄が同治三年孟冬 (1864年)、序文が同治三年十二月 (1865年1月) 付である。林学忠前掲書、52ページを参照。

18) 清末における国際法関連書の翻訳状況については、林学忠前掲書、第1章を参照。

19) Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 6th ed., Boston: Little, Brown and Company, 1855, p. 621.

この書は、マルテンス (Karl von Martens) の *Manuel diplomatique* のフランス語訳本である *Le guide diplomatique* の第5版改訂版 (1866年) を、京師同文館 (総理衙門附設の外国語学校) の仏文学生であった聯芳と慶常が訳し、同文館の総教習となっていたマーチンが校訂したものである²⁰⁾。この時期、日本による台湾出兵 (1874年) や海外での華工 (中国人労働者) 虐待に対応するため、清朝でも在外公館を設置する必要性を痛感し、1875年に在外公館設置の方針を決めた²¹⁾。そして1876年に清朝最初の在外公使となる郭嵩燾がイギリスに派遣されたが、彼ら在外公使の参考に資するため翻訳されたのが『星輅指掌』である²²⁾。

この『星輅指掌』のなかで仲裁裁判を説明しているのが、第二卷「論使臣与礼節」、第六節「論從中調處之例」である。ここでは第三国による介入の方法として、とくに仲介 (médiation) と仲裁裁判 (arbitrage) について詳しく説明がなされている²³⁾。

まず仲介に対し、『星輅指掌』でも「調處」や「調停」の語が用いられており、その機能が詳しく説明されている。当該部分を訳読すると、

- 一、如し兩國 事を議し、意見合わず、友国に調處を請わんと欲せば、則ち友国は兩國と共に會議し、法を設けて辦理す。兩國 何ぞ意見あらば、応に友国より代達すべし。若し友国に妥善の辦法あらば、祇だ献謀すべきのみ、強派すべからず。……如し 兩國 和を議し、友国に調停を請わんと欲せば、則ち事の頼りて以て成る所あり。

一方、仲裁裁判の説明は、

- 一、如し兩國 互いに争端を起こし、協合すること能わざれば、亦た友国に公を乗り判断せんことを請うべし。

とあり、友好国に「秉公判断」(公平に判決を下す) を請う、との表現

20) 查爾斯・馬頓斯著、聯芳・慶常訳、丁韞良鑒定・校核、傅徳元点校『星輅指掌』中国法政大学出版社、2006年、「点校者前言」、林学忠前掲書、57ページ。

21) 清朝の在外公館が設置されるまでの経緯は、拙著『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012年、第1章を参照。

22) 注20参照。

23) 仏文原文は、Charles de Martens, entièrement refondue par F. H. Geffcken, *Le guide diplomatique: précis des droits et des fonctions des agents diplomatiques et consulaires : suivi d'un traité des actes et offices divers qui sont du ressort de la diplomatie, accompagné de pièces et documents proposés comme exemples*, 5e éd., Leipzig : F. A. Brockhaus, 1866, pp. 176 – 177を参照。

が用いられている。

また、特に仲介と仲裁裁判の違いについて説明が加えられており、「人に調処を請ふ」場合は必ずしもその意見に従わなければならないわけではないが、「人に判断を請ふ」場合は、その裁定が明らかに不公平である、あるいは国の体面を傷つけるなどの理由がないかぎり、必ずその裁定を遵守しなければならないことが述べられている。

このように、仲介と仲裁裁判は異なる漢語を用いて表現され、その手続きや権限の違いも説明されていた。

さらに1878年には『公法便覧』が、1880年には『公法会通』が刊行されている。

『公法便覧』はウルージ (Theodore Dwight Woolsey) の *Introduction to the Study of the International Law* の第2版 (1864年) をもとに、第3版 (1871年) も参照しながら、マーチンと京師同文館の学生であった汪鳳藻らが訳したものである²⁴⁾。その総論、第十九節「申論第四綱」では、仲裁裁判と各国の主権との関係を論じた部分に「或いは曰く、邦国の釁を起こす、応に隣邦より公を乗りて代わりに断ずべきか」との一文がある。

『公法会通』はブルンチュリ (Johann Casper Bluntschli) の *Das modern völkerrecht der civilisirten sttaten: als rechtsbuch dargestellt* のフランス語訳本 *Le droit international codifié*²⁵⁾ を、やはりマーチンと京師同文館の学生が翻訳したものである。底本とされる *Le droit international codifié* では、仲裁裁判について特に1節を設けて詳説しており²⁶⁾、西洋の国際法学界における仲裁裁判への関心の高まりが見取れる。当然、『公法会通』でも仲裁裁判への言及はこれまでの漢訳書よりも多くなっている。例えばアラバマ号事件を英米が仲裁裁判に付託した事例について、「両国 遂に此の案を将て五国の会議を請い、公を乗り之を断ず」(第四百六十九章) とある。このほか「両国 偶たま争執之端あらば、彼此 他人の断定を聴候するも可なり」(第四百八十八章)、

24) 林学忠前掲書、113~114ページ。

25) 林学忠は、該書の1874年の第2版改訂版を底本としたのではないかと推測している。林学忠前掲書、114ページ。

26) Johann Casper Bluntschli, traduit de l'allemand par C. Lardy, *Le droit international codifié*, 2e éd., Paris: Guillaumin et cie, 1874, pp. 276-281.

「両国 公案に因り争執して他国を延請し判断するは、自ずから応に両造の情願より出るべし」（第四百八十九章）などの表現を確認できる。一方、仲介についてはやはり「調処」の語が用いられていた（第四百八十一、四百八十三、四百八十四章など）。

以上のように、初期の国際法関連書の翻訳では、第三者に「秉公理断」、「秉公判断」（あるいは単に「判断」、「断定」など）を請う、という表現で仲裁裁判を説明していたことが分かる。この「秉公〇断」の簡略形が「公断」であることは想像に難くない。後述するように、1870年代後半には「公断」という表現を清朝の外交文書の中に確認できる。ただし、1870年代以降、実際の外交交渉において仲裁裁判を利用しようとした清朝外政担当者の間では、「公断」とは異なる用語が定着していた。それでは、次章からは仲裁裁判への付託が議論された外交交渉を取り上げ、清朝外政担当者の仲裁裁判に対する認識を検討していこう。

第3章 キューバ招工問題

清朝の外交交渉の中で最初に仲裁裁判への付託が議論されたのは、スペイン領キューバへの招工禁止をめぐるスペインとの外交交渉であった²⁷⁾。

19世紀に入り、奴隷貿易への非難が高まるなか、西洋諸国が安価な労働力として注目したのが華工であった。清朝が華人の海外渡航を禁じていたため、西洋諸国は清朝との条約締結にあたり、条約港で華工を募集し、労働契約を結んで海外に連れていく権利を認めさせた²⁸⁾。華工の募集（招工）に際し、誘拐や詐欺などの問題が頻発したため、1866年には招工に関するルールとして招工章呈二十二条が総理衙門と英仏公使との間で締結された²⁹⁾が、華工に対する虐待は後を絶たなかった。さらに、アメリカを中心に労働契約に基づく移民である招工制度自体も問題視されるようになり、それと関連して、1870年代に入ると特にスペイン領

27) 1872年のスペイン招工禁止から1877年の協定締結に至るまでの清西交渉については、Robert L. Irick, *Ch'ing Policy toward the Coolie Trade 1847-1878*, Taipei: Chinese Materials Center, 1982, pp. 291-317を参照。

28) たとえば清仏北京条約（1860年）第9条、清西天津条約（1864年）第10条など。前掲『中外旧約大全』第1分巻、上冊、433、630ページ。

29) 招工章程二十二条の締結過程については、前掲拙著、49～52ページを参照。

キューバやペルーでの華工虐待に対する非難が高まった。1872年、スペイン人業者は招工章程二十二条遵守の誓約書を添えて広州やアモイでの招工を申請し、清朝当局もいったんはこれを許可した。だが、駐清アメリカ公使のロウ (Frederick F. Low) やアメリカ領事リゼンドル (C. W. Le Gendre) らアモイ駐在の各国領事からの通知、さらに新聞報道によってキューバでの華工虐待の報に接すると、広東当局は1872年末にスペイン人に対するキューバ向け招工の許可を取り消した。これに対し、スペイン代理公使のオーチン (F. Otin y Mésias) はキューバでの華工虐待の事実を否定し、総理衙門に招工禁止は条約違反だと抗議、1873年5月には招工禁止によるスペイン人業者らの損害として31万ドルを賠償するよう要求した³⁰⁾。そして彼は、5月27日に英・仏・米・独・露の駐清公使に対し、5か国公使共同の仲裁裁判による問題の解決を要請した³¹⁾。

ここで仲裁裁判への付託が提起された背景には、総理衙門大臣の中心的な存在であった文祥の提案があった。のちにスペイン側がこの間の経緯について説明したところによれば、それは次のようなものであった。1873年4月23日、オーチンと総理衙門大臣との会談は、長時間の話し合いにもかかわらず結論が出ず、オーチンが辞去しようとしたところ、文祥が第三者に「評定」を依頼することを提案した。オーチンもこれに賛成すると、文祥はそこでアメリカ公使ロウに評定を求めることを提案した。だが、アメリカはそもそもスペインの招工を批判していたため、オーチンはアメリカ公使一人に委ねることに反対し、イギリス公使のウェード (Thomas F. Wade) やフランス公使のジョフロア (F. L. H. de Geofroy) の名を挙げ、結局、5か国公使共同での仲裁裁判を要請することになったのである³²⁾。

5か国公使共同での仲裁裁判を要請したオーチンは、つぎに清・スペイン両国が5か国公使に判断を求めるべき点について、スペイン側の意見を文祥に通知した(6月15日)。すなわち、①条約に基づき、スペインはキューバへの自由移民を要求する権利を有するか、②条約に基づき、

30) 以上の経緯については、『華工出国史料』第二冊、「広東海関稅務司申報西班牙招工案節略」同治十年十一月至同治十三年八月、553～557ページを参照。

31) *FRUS 1874*, Mr. Otin to Mr. Low, May 27, 1873, Inclosure 1 in Mr. Williams to Mr. Fish, No. 9, Nov. 6, 1873, pp. 206-208.

32) 『華工出国史料』第二冊、「西班牙署理公使為陳蘭彬查所帶美人為不當致總署照會」同治十三年八月初八日(1874年9月18日)、576ページ。

清朝はキューバへの移民に対し、移民たちが現地で虐待を受けていることを理由にこれを停止する権利があるか、の2点であった³³⁾。

オーチンは5月に5か国公使に仲裁裁判を要請した際にも、清朝の招工禁止措置を条約違反であると訴えていた。彼はその中で、清朝が根拠とする華工虐待の報道を否定したうえで、たとえそれが事実としても、ある政府が相手国と条約関係にあるなら、抗議や交渉の要請は外交的手段によるべきで、条約の実施を阻む権利はない、なぜなら条約による保護とその締結国への信用があればこそ、外国商人は危険な投機に自らの資本を賭けることができるのだと述べ、「もし締結国の一方が勝手にその約束を破ることができるなら、条約はなんのために存在するのか」と強調していた³⁴⁾。さらにオーチンは、彼がハバナへの清国領事派遣を提案したにもかかわらず、総理衙門がこれを拒否したことに触れたうえで、清朝の招工禁止の措置について、華工の保護のためというのは口実にすぎず、「問題の根底にはとても重要なことがある、すなわち清朝と文明世界とを結び付けているすべてのつながりを少しずつ壊していこうとする清朝の長期的な計画だ」と述べ³⁵⁾、今回の問題は西洋近代の国際関係とこれを受容しようとしめない清朝との対立だと、5か国公使に訴えていたのである。

このようにオーチンは、スペインの招工が清朝との条約によって認められた権利であることを根拠に、今回の清朝側の招工禁止措置が条約に背くものではないかどうかを仲裁裁判の争点としようとした。

これに対し文祥は、清西天津条約の第10条で招工が許可されていることは明らかだが、その条項には華工保護のため招工は各条約港で定めるルールに従うこととの但し書きがあり、虐待が事実なら、明らかにこの但し書きに反している³⁶⁾と、こちらもまずは条約に基づいて反論した。文祥はさらに、招工章程二十二条も華工保護の観点から締結されたものであり、華工への虐待がある場合、もはや招工の継続は許可できないとし、このように招工の許可・不許可の基準を明らかに述べた以上、総理

33) *FRUS 1874*, Foreign Office to Mr. Low (Circular-note), Jul. 6, 1873, Inclosure 2 in Mr. Williams to Mr. Fish, No. 9, Nov. 6, 1873, p. 208.

34) *FRUS 1874*, Mr. Otin to Mr. Low, May 27, 1873, pp. 206–207.

35) *Ibid.*, pp. 207–208.

36) *FRUS 1874*, Foreign Office to Mr. Low (Circular-note), Jul. 6, 1873, p. 208.

衙門としては①キューバでの華工に対する虐待は本当かどうか、②もしキューバでの華工虐待が事実なら、総理衙門はキューバへの移民を黙認すべきなのかどうか、という2点について5か国の公使の意見を求めたといと答えた³⁷⁾。総理衙門は7月6日、このやり取りを同文通牒で5か国公使に伝えた³⁸⁾が、総理衙門は7月27日にも再度、5か国公使にキューバでの華工虐待の有無について返事を求めた³⁹⁾。

華工保護のために招工章程を定めた総理衙門としては、たとえ招工が条約上の権利であっても、虐待が行なわれていればこれを禁止するのは当然のことであり、よって今問われるべきは虐待の有無のはずであった。さらに、総理衙門は、その虐待の有無を外国公使の口から確定することを重視していた。そもそもキューバでの虐待の情報は、駐清アメリカ公使のロウら外国側からもたらされたものであり、またスペイン側に効果的に反論できるという意味でも、外国公使らの口から虐待の事実をはっきりさせたかったのである。文祥が最初にアメリカ公使ロウによる「評定」を提案したのも、ロウがキューバでの虐待を通報し清朝に警告を与えた当人であったからであり、スペイン側が清朝に対して虐待を認めない以上、アメリカ公使に確認すればこの問題は決着すると考えたとしても不思議はない。

だが、ロウの後を引き継いだ代理公使のウィリアムズ (S. Wells Williams) をはじめ、5か国の公使は虐待の有無について明言することを避けた。

8月1日、アメリカを除く4か国公使はロシア公使館で会議を開いたが、そこでの結論は次のようなものであった。すなわち、①清朝は華工の状況を調査する調査員をキューバに派遣する、②スペイン政府は自らの代理人をこの調査に参加させてもよい、③公正な調査のため、露・英・仏・独の公使は自国政府に対し、ハバナに駐在する各国外交官らに清朝調査員への支援を命じてほしいとの清朝の要請を伝える、④清・スペイン両国は、北京の公使団に対し、この問題について更なる決定を求める

37) *Ibid.*

38) *Ibid.*

39) *FRUS 1874*, Foreign Office to Mr. Williams (Circular-note), Jul. 27, Inclosure 3 in Mr. Williams to Mr. Fish, No. 9, Nov. 6, 1873, p. 209.

ことができる、というものだった⁴⁰⁾。

会議を欠席したウィリアムズも、同じ日に文書を総理衙門に寄せ、キューバでの虐待を調査するため、清朝から調査員を派遣する必要があると伝えた。また、総理衙門から意見を求められた2点に関しては、①虐待の有無について、自分はキューバでの虐待の話聞いたことはあるが、現地を訪れたことがないので、それが事実かどうかは保証できない、としたが、②もし虐待が事実であれば、清朝がキューバへの移民を禁止したことは正当化されるかという点については、清朝にはその権利があるとの意見であった⁴¹⁾。

8月3日にはイギリス公使のウェードからも、彼が8月1日の公使団会議で提示した覚書の内容が総理衙門に寄せられた。この中でウェードは、イギリスがスペインの立場だった場合を仮定して今回のような問題の解決方法を論じ、もしイギリス商人が華工を虐待しているとの報があれば、イギリス政府は清朝に調査員の派遣を勧めるだろう、また、招工禁止による賠償について、イギリス商人による虐待が事実でなければ清朝の賠償責任は免れないが、虐待が事実なら賠償の責任はない、と述べていた⁴²⁾。

こうした外国公使の意見を受け、キューバに自ら調査員を派遣する以外に華工虐待の事実を明らかにするすべはないと感じた総理衙門は、当時、留美幼童（清朝が官費でアメリカに派遣した留学生たち）の監督官としてアメリカに駐在していた陳蘭彬をキューバ調査に派遣することを上奏し、9月21日に裁可された⁴³⁾。

この陳蘭彬の派遣を求めた上奏で、総理衙門は今回の問題で仲裁裁判への付託が提議された経緯について、次のように述べている。

（賠償金を要求して譲らないスペイン公使代理に対し）、臣らはただ

40) *FRUS 1874*, Mr. Williams to Mr. Fish, Nov. 6, 1873, No. 9, pp. 203–204.

41) *FRUS 1874*, Mr. Williams to the Foreign Office, Aug. 1, 1873, Inclosure 4 in Mr. Williams to Mr. Fish, No. 9, Nov. 6, 1873, p. 209.

42) F.O. 17/883, Memorandum produced at a Conference regarding emigration to Cuba, at the Russian Legation, Aug. 1, 1873, Enclosure in Mr. Wade to the Earl Granville, No. 180, Sep. 2, 1873. あわせて注30の「広東海関稅務司申報西班牙招工節略」、558ページも参照。

43) 『華工出国史料』第二冊、「奕訢等奏派員查訪華民在外洋做工受虐情形摺」同治十二年七月三十日（1873年9月21日）、547～549ページ。

ちに、先にアメリカ公使ならびに各国領事の皆が（キューバでの虐待に関する）覚書を送ってきていると答えましたところ、そこで各国の公使を集めて公評するとの提案がなされました⁴⁴⁾。

5か国公使による仲裁裁判に対し、ここで「公評」という表現が用いられていた。しかも、同様の表現はここだけでなく、その後も5か国公使の仲裁裁判（arbitration）に対し用いられている。引き続きこの問題の交渉過程について見ていこう。

清朝が調査員の派遣を決めたのちも、その調査団の構成をめぐるスペイン側との意見の対立は続いた。オーチンは調査団を清朝とスペインとの合同調査団にしようと画策したのである。彼は調査団の構成や調査後の手続きに関する協定案を作成し、10月9日総理衙門に提示した⁴⁵⁾。この協定案では、キューバでの調査を清とスペインの合同調査としただけでなく、5か国公使の役割についても arbitration から mediation に変更していた。当該部分を以下に示そう。

第2条、清およびスペインの両政府は、英・独・仏・露・米の政府に対し、仲介国として（as mediating powers）、ハバナに駐在する各国の領事・総領事に合同調査委員会を構成する上記の清およびスペインの代理人の調査活動に参加するよう指示することを要請する。

第5条、その賠償の総額は、総理衙門と駐清スペイン公使館との共通理解によって確定するものとする。合意に至らなかった場合は、5つの仲介国（five mediating powers）の北京駐在公使にその問題を提起するものとする⁴⁶⁾。

なお、この協定案の漢訳でも、mediatingに相当する部分は仲介を表す「從中調処」の語が用いられていた⁴⁷⁾。

オーチンの協定案に対し、総理衙門は調査団にスペイン側代理人が加わることに反対した。また、賠償金に言及する規定も問題となった。こ

44) 同上。下線は引用者による。

45) *FRUS 1874*, M. Otin to the Yamen, containing a draught of a protocol, Oct. 9, 1873 Inclosure 1 in Prince Kung to Mr. Williams, Oct. 24, 1873, Inclosure 8 in Mr. Williams to Mr. Fish, No. 9, Nov. 6, 1873, pp. 211–212.

46) *Ibid.*, p. 212.

47) 『出国華工史料』第二冊、「西班牙署理駐華公使為中国派員赴古巴調査華工受虐情形致総署照会」同治十二年八月十八日（1873年10月9日）、550～551ページ。

のためオーチンは総理衙門との交渉を拒否し、外国公使団の仲介を求めた。英米などの外国公使が交渉を仲介し、11月21日によやく清・スペイン両国は協定を締結した⁴⁸⁾。この協定を清朝では「古巴華工條款」と呼ぶので、本稿でもこの呼称を用いる。

両国が対立した調査団の構成について、「古巴華工條款」第1条は、清朝の調査団はキューバにおける調査活動を独自に行なうものであるが、調査団は外国領事の助言や周旋、およびスペイン当局の支援を求めることができるとした⁴⁹⁾。こうして陳蘭彬を代表とする調査団がキューバに派遣され、1875年1月に調査結果を携えて帰国することになる⁵⁰⁾。

ただ、協定に関し総理衙門とオーチンの意見が異なったのは、調査団の構成だけではなく、総理衙門は、5か国公使の役割についても、これを仲裁者 (arbitrator) とすることを主張したのである。

オーチンが総理衙門との交渉を拒否し、外国公使が交渉を仲介していた11月1日、恭親王から北京外交団長であったフランス公使ジョフロアに清朝側の草案が提示された。それは、

- 1、清朝は第一歩として、調査を指導する委員を任命するが、同時に外国公使に対し、係争中のこの問題において仲裁者 (Arbitrator) として行動することを要請する。
- 2、総理衙門は、調査委員の調査報告を受け取ったら、この事案に関する詳細な陳述書を用意し、それを外国公使の仲裁裁判 (the arbitration) に提出する。

というものであった⁵¹⁾。総理衙門は、英米公使の意見を受け、キューバでの虐待の有無は自らが調査することに決めたが、その報告に基づいて清朝の招工禁止措置が正当なものであるということの確認は、やはり外

48) この間の経緯は、注30の「広東海関稅務司申報西班牙招工案節略」、559～560ページ、Irick, *op. cit.*, pp. 295-297を参照。

49) F.O. 17/887, M. Otin to Mr. Wade, Nov. 21, 1873, Enclosure in Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 4, Jan. 11, 1875、汪毅・張承榮編『清末対外交渉条約輯（一）同治条約』国風出版社、1963年、287ページ。

50) 陳蘭彬のキューバ調査については、園田節子『南北アメリカ華民と近代中国—19世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京大学出版会、2009年、88～104ページを参照。陳蘭彬帰国後の清西交渉については、Irick, *op. cit.*, pp. 301-317、前掲拙著、55～57ページを参照。

51) F.O. 17/884, The Prince of Kung to M. de Geofroy, Nov. 1, 1873, Enclosure 1 in Mr. Sandford to the Earl Granville, No. 17, Nov. 15, 1873.

国公使によってなされることを求めたのである。オーチンとの交渉に手を焼いていた総理衙門としては、スペイン側に清朝の主張を認めさせるには、外国公使の仲裁裁判による確定が必要だと感じられたのだろう。

そしてこの主張は、最終的な協定にも取り入れられることとなった。すなわち、「古巴華工條款」の英文テキストには、第2条に、清・スペイン両国は5か国公使に対し、一切の問題を考慮し、時がくればそれに関して仲裁する (arbitrate) ことをあらかじめ要請する、とあり、第3条では、総理衙門は清朝調査団の調査報告の写しを仲裁者 (the arbitrator) の5か国公使とスペイン公使に提出し、仲裁裁判の際には (at the time of arbitration) 仲裁者に報告書の原文を提出することを定め、第4条では、異議なくかつ最終的な解決を求め (for common and definitive settlement)、仲裁者の前にすべての論点を揃えるため、清・スペイン両国はこれまで両国間でやり取りした文書を仲裁にあたる公使たち (the arbitrating Ministers) に提出すること、との規定が確認できる⁵²⁾。また、スペイン案にあった賠償金に関する文言が含まれていない点も重要である。仲裁裁判と賠償問題については、後述する台湾事件にも関わるので、次章以降で改めて論じることとする。

次に協定の第2、第3、第4条の漢文テキストを示そう。訳語を示すため訓読する。

- 一、両国は預め英、美、法、俄、徳の五国駐京大臣に、嗣後 此の事の所有一切を将て代わりに公平に定断を為さんことを請う。
- 一、中国委員は華工の情形を查明し、中国総理衙門に呈報し、中国総理衙門より呈報する所の者を抄録し五国駐京大臣および日国駐京大臣に交互し閲看せしむ。公評の時、原文を将て評定の各大臣の処に交付し暫存せしむ。
- 一、中国総理衙門、日国駐京大臣は応に古巴華工一事を理論したるの来往文件を将て五国駐京評定の各大臣に交互し閲看せしめ、以て其の内の両国 説く所の各事を将て、五国大臣に一同に公評し定断完結せんことを統請するに便ぜしむ⁵³⁾。

この漢訳から見て取れるように、arbitrationに関連する部分の訳語は

52) F.O. 17/887, M. Otin to Mr. Wade, Nov. 21, 1873, Enclosure in Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 4, Jan. 11, 1875.

53) 前掲『清末対外交渉条約輯 (一) 同治条約』、287ページ。

まだ一定していない。「公平定断」のように、第1、2章で確認した訳語と同様、「公平な裁定」を表すものもある。一方で、「公評」や「評定」のように「評」の文字が使われた表現もある。また、「公評」と「定断」の両方を用いた最後の「一同公評定断完結」は、5か国公使の仲裁裁判によって最終的な決着がなされること（英文テキストの「for common and definitive settlement」）を意識して訳したものであろう。

このように、まだこの時点では仲裁裁判の訳語は一定しているわけではないが、ここで注目したいのは、やはり「公評」や「評定」という表現である。1862年の清葡天津条約にせよ、この時点ですでに刊行されている『万国公法』にせよ、いずれも総理衙門が関わってきたものだが、そこでは用いられていなかった「評」という表現がここでは使われている。「公評」には公平に論断するという意味とともに、大勢による公での評議という意味もある。このキューバ招工問題についていえば、そもそも総理衙門が求めたのは、各国公使が共同でキューバ華工虐待の事実を認定し、それによって清朝の措置の正当性をスペイン側に認めさせることであり、「公評」は両方の意味合いを含んでいたであろう。ただ、「評」が強調されるのは、やはり各国公使の口から華工虐待を認定してスペインを道義的に非難してほしい、という意識の表れであろう。そして、19世紀後半の清朝では仲裁裁判に対しこの「公評」「評定」などの表現を用いることが定着していった。その直接のきっかけとなったのが、翌1874年に起こった日本による台湾出兵である。

第4章 台湾出兵事件と「公評」

台湾に漂着した琉球民を殺害した「生蕃」を討伐するとして、1874年に日本が台湾に出兵した事件については、すでに多くの研究があり、日本が出兵に至る背景や出兵後の日清交渉の過程、英米を中心とする諸外国の反応など、詳細に論じられている⁵⁴⁾。このため、ここでは清朝側の

54) 清朝側の対応に詳しい研究として、許世楷「台湾事件」『季刊国際政治』1964年2号、1964年、栗原純「台湾事件（1871 - 1874年）—琉球政策の転機としての台湾出兵—」『史学雑誌』87巻9号、1978年、白春岩「1874年の台湾出兵と清国の対応—「撫恤金」問題を手がかりにして—」『社会学研究論集』17号、2011年、英米公使の動きに詳しいものとして石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、1982年、第1章、山下重一「明治7年日清北京交渉とウェード公使」『国学院法

対応について、特に仲裁裁判への言及を中心に確認することとする。

日本の台湾出兵に関する第一報が総理衙門に届いたのは1874年4月18日、イギリス公使のウェードを通じてであった。だが、日本からの正式な通告なしの派兵であったため、総理衙門は半信半疑で、その対応は遅れ、総理衙門が最初に日本の外務省宛に文書を送ったのは5月11日であった(外務省が受け取ったのは6月4日)⁵⁵⁾。5月14日には福建船政局大臣の沈葆楨に巡閱を名目として台湾への派遣が命じられた⁵⁶⁾。

対応を命じられた沈葆楨は、閩浙総督の李鶴年に書簡を送り、軍備の不足を認めつつも、いま実施すべき政策について意見を述べた。すなわち、「固民心」「聯外交」「豫边防」「通消息」の4点である。このうち「聯外交」では、西洋の外交術について論じ、これに倣うことを提案している。すなわち、西洋人は合従連衡の術を熟知しており、一国に事あれば、諸国がその曲直を議論し、その勝敗を伺う。その電信は迅速に伝わり、有事にはすぐに察知する。このため、今回の台湾やアモイの情勢も西洋諸国にこちらから明示すべきこと、その際に道理の是非・情勢の順不順を説いて西洋諸国の心を捉えること、また「傍から道理を評定する者がいれば(有従旁評理者)、将来の終結が容易になる」というものであった⁵⁷⁾。利害の関わる西洋諸国に情報を提供することで、これを味方につけることを説いたものだが、「諸国議其曲直」や「従旁評理」などの表現から、第3章でみた「公評」と同じく、諸外国からの批判によって日本に圧力を加えようとしていることが分かる。

この沈葆楨の提案を下敷きとして、福州將軍の文煜と李鶴年、沈葆楨は連名で対応策を上奏した。6月14日付けで裁可されたこの上奏では、「聯外交」、「儲利器」、「儲人材」、「通消息」の4点を提起している⁵⁸⁾が、海防の未整備という現状から、なかでも甲鉄艦の購入が喫緊の課題で

学』37巻1号、1999年、大久保泰甫『ボワソナードと国際法—台湾出兵事件の透視図』岩波書店、2016年などを参照。

55) 許世楷前掲論文、43～44ページ。

56) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九三、同治十三年三月辛未(1874年5月14日)の条、上論、頁二八～二九。

57) 『沈文肅公牘』(一)(福建省文史研究館選編、江蘇広陵古籍刻印社、1997年)、「致李子和制軍」、1～5ページ。

58) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九四、同治十三年五月壬寅(1874年6月14日)の条、福州將軍文煜、閩浙総督兼署福建巡撫李鶴年、総理船政局前江西巡撫沈葆楨の奏摺、頁三～六。

あった。同時に軍備の不足する状況では、「聯外交」が現実的な対応となる。

では、その「聯外交」の内容はといえば、沈葆楨の先の提案を基礎としたもので、日本による台湾出兵の事情を西洋各国の領事に文書で通知し、彼らに「曲直を公評すること」を要請するというものであった⁵⁹⁾。沈葆楨らの分析によれば、西洋人も日本の派兵を非難していたが、日本が中国と相談して許可を得ていると称するため、西洋人も日本を疑いつつも、はっきりと非難しなくなったという。そこで、西洋各国の領事に事情を知らせ、彼らに「公評」を要請すれば、西洋人も日本の挙動を詳細に知ることになる、「日本は公論を恐れるだろうから、それで日本が撤兵すれば、上策である」とする⁶⁰⁾。各国領事への「公評」要請をてこに、さらにそれによって西洋各国に事件の詳細を知らしめ、「公論」によって日本に圧力をかけようという提案であった。実際、日本の出兵に対し、日本に駐在する英米公使らは反対しており、日本政府も一旦は出兵延期を決定したが、遠征軍を指揮する西郷従道がそれを押し切って出兵したという経緯があった⁶¹⁾。

また、沈葆楨の原案が西洋式外交にならっているように、この「公評」提案も西洋の仲裁裁判を意識したものであつただろう。だが、皆で評議するなかで「公論」を形成し、これに従わせるというのは、中国的な訴訟の決着方式であり⁶²⁾、仲裁裁判をそのように中国的に理解し、日本に圧力を加える手段として利用しようとしていたことが分かる。

この連名上奏に対し、6月14日に軍機大臣らに上諭が下され、各国領事に曲直の公評をさせること、および甲鉄艦や水雷など兵器の購入は、提案通り実行せよ、と命じられた⁶³⁾。

さらに沈葆楨らは、6月24日に裁可された上奏でも各国領事による「公評」に言及している。彼らは、日本との間に戦端が開かれれば、中立の立場を取るであろう西洋諸国から兵器を購入できなくなるなど、武

59) 同上、頁三～四。

60) 同上。

61) 石井前掲書、48～62ページ。

62) 寺田浩明「中国清代民事訴訟と「法の構築」—『淡新档案』の一事例を素材にして—」『法社会学』58号、2003年。

63) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九四、同治十三年五月壬寅（1874年6月14日）の条、上諭、頁六～七。

力に訴える困難を説明し、「ただ葆楨が台湾に到着後、各国領事を呼び集め、曲直を公評させるのを待つしかありません」と述べていた⁶⁴⁾。

だが、沈葆楨らは実際には日本側と外交交渉を行っていた。幫辦大臣として沈葆楨とともに対応を命じられた福建布政司の潘霽は、6月7日に上海で柳原前光公使と会談し、日本が出兵した趣旨3点を提示された。それは①漂流民を殺害したものの問罪と処分、②日本軍に敵対するものを殺すこと、③「生蕃」の取り締まりを強化し、将来の航海者の安全を保障すること、であり、柳原は清朝側にこの3点への同意を要求した。潘霽はその後、6月14日に沈葆楨とともに福建から台湾に向かい、6月22日より台湾で西郷従道と会談、その過程で西郷より、清朝が日本の出兵経費を賠償すれば撤兵するとのめかされた。台湾「生蕃地」の領有をめぐる日清の意見が真っ向から対立する中、賠償金支払いによる日本軍の撤兵という新しい可能性が示されたわけである。だが、上海にもどった潘霽と柳原の交渉は決裂し、7月下旬、柳原は天津経由で北京に向かった⁶⁵⁾。これ以降、交渉の場は北京に移される。

では、清朝側では「公評」という選択肢を捨てたのかといえ、そうではなかった。実は沈葆楨は、各国領事の公評や甲鉄艦購入などを進言した先の連名上奏を行う一方で、福建船政局のフランス人監督だったジケル (Prosper Marie Giquel) を通じ、イギリス公使のウェードに、仲裁裁判付託の意向と甲鉄艦の購入をイギリスに支援してほしい旨を伝えていた。当時、沈葆楨を補佐して福州にいたジケルは、6月3日付の書簡で、ウェードに対し、仲裁裁判に関する沈葆楨の意向を次のように伝えていた。すなわち、沈葆楨は台湾に行き、原住民を清朝の統治に従わせ、首長を集め、将来の漂流民の保護を約束させるつもりであり、日本には遠征の目的は果たされたから撤退するよう通告する、「もし日本がこれを拒否したら、北京に駐在する公使たち、もしくは日清両国の指名する地位の高い人物による仲裁裁判に問題を付託する (Si les Japonais l'y refusent, la question serait soumise à un arbitrage des Ministres residents à Peking ou de tels hauts personnages que les deux parties

64) 同書、同巻、同治十三年五月壬子 (1874年6月24日) の条、福州將軍文煜、閩浙總督兼署福建巡撫李鶴年、總理船政局前江西巡撫沈葆楨の奏摺、頁八～九。

65) 栗原前掲論文、69～70ページ、石井前掲書、90～95ページ。

pourraient désigner)」というものであった⁶⁶⁾。

ジケルが甲鉄艦購入支援を他でもないイギリスに要請したのには、まず、フランス公使のジョフロアが、日清の台湾問題に関してフランス人のジケルが清朝側で活動することに反対していたことがあった⁶⁷⁾。また、アメリカについては、日本の台湾出兵にリゼンドルらアメリカ人が関与していたことから、北京ではアメリカへの疑念が生じていると、ウェードは本国に報告している⁶⁸⁾。

6月22日付でウェードはジケルに返書を送っているが、そこでウェードは、清朝は交渉によって (by diplomacy) 台湾を取り戻そうとの決意にその分別を示していると自分は考えている、と述べるにとどまり、仲裁裁判には言及していない。また、沈葆楨が台湾を今以上に外国貿易に開放することを期待する、それが日本や他のいかなる国による台湾の併合にも対抗する一番の保障だろう、との意見も申し添えていた。甲鉄艦の購入支援については、総理衙門から自分に要請があれば、イギリス政府にこの提案を考慮するよう働きかけるにやぶさかではないと答えている⁶⁹⁾。

この返書を受け取ったジケルは、ウェードの返事を沈葆楨に報告するとともに自分の意見を提示したらしい。これに対する沈葆楨の返書から、ジケルの提案の中には仲裁裁判に関するものもあったことが分かる。沈葆楨はそこで「五、各国公使に共同で是非を論じ曲直を判断するよう要請することについて、ただちに総理衙門に書簡を送って斟酌し決定することを要請しよう。ちょうど柳原はすでに上海より北京に入っている」と答えている⁷⁰⁾。また、沈葆楨は天津の李鴻章にも書簡を送り、自身が総理衙門に送った書簡やジケルとやり取りした書簡、ウェードのジケル

66) F.O. 17/674, M. Giquel to Mr. Wade, Jun. 3, 1874, Inclosuer in Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 116, Jun. 22, 1874.

67) Steven A. Leibo, *Transferring Technology to China: Prosper Giquel and the Self-strengthening Movement*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, Center for Chinese Studies, 1985, pp. 139–140.

68) F.O. 17/674, Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 116, Jun. 22, 1874.

69) F.O. 17/674, Mr. Wade to M. Giquel, Jun. 22, 1874, Inclosure in Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 116, Jun. 22, 1874.

70) 沈の返書全体は、『沈文肅公牘』(一)、「致日軍門」、45～48ページ、引用部分は47ページ。

への返書などの写しを添付した⁷¹⁾。

沈葆楨のジケル宛書簡で言及されていた柳原前光は、7月下旬に天津で李鴻章と会談した後、北京に向かっていった。7月24日に柳原と会談した李鴻章は、総理衙門に柳原が北京に向かうことを報告するとともに、「もし彼が各国公使と結託したら、公使らが脇から余計なことを言い、兵費の支払いを要求してくるでしょう」と述べている⁷²⁾。賠償金支払いに反対であった李鴻章は、7月27日付の総理衙門宛の書簡でも、外国公使が調停⁷³⁾した場合、兵費の支払いが条件になるだろうことを、重ねて伝えている。すなわち、ひと月前に天津を訪れたフランス公使ジョフロアが李鴻章に調停を申し出たが、調停になれば必ず兵費の支払いをもって収束することになるだろうと考えた李鴻章は、これを断ったこと、またウェードからの書簡も日本の兵費の一節はよい知らせであると述べており、各国は表立って日本を支援してはいないが、誠実に清朝を支援するものはいない、柳原が北京に到着したら、ひそかに各国公使に調停を依頼するかもしれない、ということ報告していた⁷⁴⁾。

一方、総理衙門大臣もこの時期ウェードと接触していた。ウェードの認識では、総理衙門が自発的に台湾事件について彼に語るようになったのは7月末からで、総理衙門は諸外国の見解や軍艦・兵器を海外より購入する可能性について探っていたという。また、ウェードは総理衙門が仲裁裁判を求めているものと考えた⁷⁵⁾。そこで7月29日に総理衙門大臣と会談したウェードは、これまでの日清間の往復文書の写しを提供するよう要請した⁷⁶⁾。

李鴻章からの情報やウェードからの要請を受け、総理衙門は柳原に対し先手を打つことにしたのである。柳原との交渉に入る前の8月2日に、総理衙門は各国公使に十分な情報を提供したいとして、台湾事件の経緯

71) 同書、同冊、「致李少荃中堂」、53ページ。

72) 『李文忠公全集』訳署函稿、巻二、「述柳原辨難」同治十三年六月十一日（1874年7月24日）、頁三六。

73) 第1、2章で言及したように、「調停」はmediationに対応し、「仲介」と同じ意味である。

74) 『李文忠公全集』訳署函稿、巻二、「論柳原入京」同治十三年六月十四日（1874年7月27日）、頁四〇。

75) F.O. 17/676, Mr. Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

76) F.O. 17/675, Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 176, Aug. 10, 1874.

と日清間のやり取りを各国公使に通知した⁷⁷⁾。

この通知では、仲裁裁判や仲介といった具体的な要請はなされていなかった。また、この時点では、各国公使に仲裁裁判を求めようという沈葆楨の先の書簡は、まだ北京に届いていなかったと思われる。ただ、先述したように、各国領事に「公評」を求める「聯外交」の提案は、すでに沈葆楨らが上奏して裁可を受けており、その内容は総理衙門大臣らも知っていたはずである。総理衙門も8月2日に各国公使に情報を提供した理由について、「曲直を公評するための伏線であった」とのちに説明している⁷⁸⁾。

通知を受け取ったウェードも、清朝には日本軍を台湾から退ける軍事力もないが、日本軍の軍事費を賠償することも屈辱的であり、よって仲裁者として西洋公使が介入することを総理衙門は期待していると感じた⁷⁹⁾。そしてウェードとの話し合いののち、8月12日に総理衙門はウェードに対し、各国公使を招き共同で仲裁裁判を行ってほしいとの希望を伝えた。これに対しウェードは、同日、仲裁裁判に関する意見書を総理衙門に送った⁸⁰⁾。

この意見書の中でウェードは、もし仲裁裁判に付託するのならば、争点の設定にあたって、日本に自らが不利であると予断を抱かせるような言葉は避けるように忠告した⁸¹⁾。仲裁裁判の中立性が保障されなければ、日本は仲裁裁判に同意しないからである。このあたり、「公論」による圧力を目的とした清朝の「公評」との認識の違いを示しており興味深い。そのうえでウェードは、西洋諸国の間には、外国貿易や外国人の生命・財産の保護にせよ、外国人外交官の扱いにせよ、清朝が条約を完全に履行していないことへの不満があり、清朝が西洋諸国の仲介を求めるなら、まず清朝が条約上の義務を果たし、さらに排外主義を放棄したことを示

77) F.O. 17/675, The Prince of Kung to H. B. M. Minister, Aug. 2, 1874, Inclosure in Mr. Wade to the Earl of Derby, No. 176, Aug. 10, 1874.

78) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九六、同治十三年七月乙丑（1874年9月5日）の条、恭親王等の奏片、頁三二。

79) F.O. 17/676, Memorandum handed by Mr. Wade to the Ministers of the Tsung-li Yamen, Aug. 12, 1874, Inclosure 1 in Mr. Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

80) F.O. 17/676, Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

81) F.O. 17/676, Memorandum handed by Mr. Wade to the Ministers of the Tsung-li Yamen, Aug. 12, 1874.

す自発的な行動を示すべきだと述べた⁸²⁾。この点こそ、ウェードが最も指摘したかったことだろう。

さらにウェードは、日清間の交渉が平行線をたどるなか、日清開戦の危機が高まっていると判断し、西洋各国共同で中国の海岸・沿岸を中立化することを総理衙門に提案するとともに、その見返りとしてイギリスの在華経済権益の拡大を求めた。8月15日付のこの提案でウェードが求めたのは、汽船の内河航行、釐金改革、雲南・四川への領事館設置で⁸³⁾、1860年代より清英間で議論されてきた内地開放に関する要求であった。

危機に乗じたウェードの要求に苦慮しつつも、しかし総理衙門は「公評」によって日本に圧力をかける戦術を放棄しなかった。それは8月22日に柳原に送った文書の最後に、さきに各国公使に日清間のやり取りを通知したこと（8月2日の通知を指す）にわざわざ言及していることから分かる⁸⁴⁾。

このことを知った李鴻章は、8月27日付の総理衙門への書簡で、沈葆楨から送られてきたジケルとウェードの往復文書についてはじめて言及し⁸⁵⁾、公評に訴える総理衙門の方針がウェードの意見と合致するものであることを認めつつ、その方針に反対する意見を送っている。すなわち、ウェードがジケルに対し、「中国が曲直の公評によって台湾を回復しようとするのは、定見なしとはしない」と評し⁸⁶⁾、また、清朝が台湾を外国貿易に開放することで、日本を含めた各国を牽制させ、台湾の確保に

82) Ibid.

83) F.O. 17/676, Mr. Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

84) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九六、同治十三年七月乙丑（1874年9月5日）の条、「給日本柳原前光信函」、頁四〇。

85) 李鴻章は8月16日付の沈葆楨宛の返書で、沈の提案する「公評」について意見を述べているが、これまで総理衙門にはこの件で報告はしていない。なお、沈葆楨への返書では、清朝から日本に大臣を派遣し、北京ではなく東京に駐在する各国公使に公評を要請した方が良いとのアメリカ領事の意見を伝えるとともに、だが総理衙門にはその使節に適う人材はいないと述べており、公評には消極的だった。『李文忠公全集』朋僚函稿、卷一四、「復沈幼丹節帥」同治十三年七月初五日（1874年8月16日）、頁二〇参照。なお、アメリカ領事（実際は副領事のベシックか）が東京での公評を勧めた背景には、当時、駐清アメリカ公使は代理公使（Charge d'affaires）で、北京外交団の中ではアメリカの影響が限られたこと、駐日アメリカ公使のビンガム（John Armor Bingham）が日本の台湾出兵に批判的だったことなどがあっただろう。

86) 先述のように、実際にはウェードのジケル宛返書に仲裁裁判への言及はなく、単に「交渉による台湾回復」としか述べていなかった。

つながると述べたのは、いま総理衙門が台湾を通商地とすることを将来の帰着にしようとしていることと合致している、とする。だが李鴻章は、この方法では、通商ではなく台湾の占領と兵費の賠償を重視する日本との解決にはならないとする。また、駐天津アメリカ領事のペシック (William N. Pethick) によれば、各国公使の「公評」は、各国公使や日本側が応じなければ意味がなく、たとえ公使たちが応じたとしても、必ずしも日本を曲とし我を直とするわけではなく、清朝側にも漂流民殺害事件に関し咎があるとする。そこで、日本との解決策として、兵費の賠償ではなく、琉球漂流民の被害に対しては撫恤金を、日本兵に対する労いには皇帝からの恩恵として家畜類を与えてはどうかと提案した⁸⁷⁾。この方法なら清朝の体面も立つというわけである。

このように内外からの提案・要求を受けた総理衙門は、日本から新たに派遣された大久保利通の北京到着を前に、今後の方針を上奏した。そこではまず、国内の諸提案を列挙し、各国の使臣と曲直を公評すべきというもの、兵費の賠償を不可避とするもの、兵費ではなく撫恤金を給付すべきというのがいたとする。そして、特に曲直の公評について「もともとこれに借りて日本の勢いを砕くことを狙ったもので、各国公使も尽力を承諾しないわけではありませんでした。だが、ひとたび各国に関連するや、これに乗じて無理難題を要求してきました。さきに日本との往来文書を各国に通知だけしましたが、これもまた曲直を公評する伏線とするためでした」と説明した。結局、ここで示された方針は、台湾「生蕃地」の領有の確認と兵費は支払わないとの原則に立ちつつ、開戦を避けるため大久保との交渉による解決を期待するというものだった⁸⁸⁾。

総理衙門のいう「公評」をウェードは「arbitration」と解釈していたが、それは仲裁裁判というより、各国の批判的声をもって日本に圧力をかけようというものにすぎなかった。兵費の賠償を拒否する以上、これを提案されるであろう外国公使による仲介も受け入れられない。よって総理衙門には「公評」による圧力以外に日本への有効な対抗手段がなかったのである。

87) 『李文忠公全集』訳署函稿、卷二「論台事帰宿」同治十三年七月十六日 (1874年8月27日)、頁四一～四二。

88) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九六、同治十三年七月乙丑 (1874年9月5日) の条、恭親王等の奏片、頁三二～三三。

総理衙門は9月12日にウェードの利権に関する要求を拒否する覚書を送っているが、なおその末尾には、清朝は台湾事件の曲直について各国公使に意見の表明を望んでいること、軍艦や兵器の購入を支援してほしいことを改めて述べていた⁸⁹⁾。ここに至り、ウェードにも、総理衙門の求めるものが仲裁裁判ではなく、単に各国公使に日本が間違っていると言わせただけだということが分かってきた⁹⁰⁾。

そこでウェードは、賠償金支払いで妥協するよう日清双方に働きかける、すなわち「仲介」へとシフトしていくことになるが、その前にもう一度、総理衙門が求める「公評是非曲直」が仲裁裁判を意味するのかどうか、またもし仲裁裁判を求めるなら、具体的な争点としてなにを仲裁裁判に付託するのか、などを総理衙門に問い合わせた。だが、この9月28日付のウェードの質問に対し、総理衙門はついに回答しなかった⁹¹⁾。そしてこの時期以降、総理衙門は「公評」には言及しなくなり、賠償金（名目は「撫恤金」だが）の支払いによる解決を探り始める。

結局、総理衙門と大久保は、ウェードの仲介により清朝が50万両（10万両は琉球被害者への撫恤金、40万両は日本軍が台湾に設置した施設を清朝が引き継ぐ代金という名目）を支払うことで妥協した。このあたりの詳しい経緯は先行研究⁹²⁾を参照いただくとして、ここでは総理衙門が外国公使の仲介を受け入れる——それは償金による解決を受け入れることでもある——ことを上奏した際の、その説明の仕方を確認したい。

その上奏では、総理衙門はまず、戦端を開くべきでないという点で李鴻章・沈葆楨と同意見であると述べる。そして、沈葆楨らの上奏した「聯外交」について、総理衙門でもさきに各国公使館に日清間のやり取りを通知したが、いま英仏公使が「調停」を願い出てきており、彼らが「斡旋」を願い出ている以上、こちらも表面ではこれに応じ、彼らが間に立って難癖をつけてくるのを回避するとともに、正しい道理をもって論し、空言でこちらを脅すことはできないと知らしめるつもりだ、と説明して

89) F.O. 17/676, Mr. Wade to the Prince of Kung, Sep. 28, 1874, Inclosure 2 in Mr. Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

90) F.O. 17/676, Mr. Wade to the Earl of Darby, No. 222, Nov. 16, 1874.

91) Ibid.

92) 注54の諸研究を参照。

いる⁹³⁾。

この上奏が裁可された10月20日、総理衙門大臣の文祥が大久保に対し、清朝側は日本の出兵を非難しないこと、皇帝からの撫恤金として撤兵後に償金を支払う意志があることを伝えた⁹⁴⁾。なんらかの償金支払いを受け入れたタイミングで、総理衙門の行う「聯外交」の内容が「公評」要請から「調停」受け入れに変わっていることからしても、総理衙門にとって「公評」は、償金支払いを伴うであろう仲介を避け、かつそれとは違う形で外国公使を利用し日本に対抗する方策だったことが分かる。

また、仲介を受け入れるに際しても、それは外国側から願ってのことで、こちらはあくまで正しい道理を譲らないという説明が国内向けになされているが、このように外交交渉において是非曲直に拘らなければならない、また拘っていることを国内に示さなければならない総理衙門にとって、「公評」を提起するだけでも意味があっただろう。逆にいえば、これほど是非曲直に拘る清朝が、本当に仲裁裁判になり、自らの唱える道理と異なる裁定（賠償金支払いなど）が下された場合、これに従うことができたとは思えない。この点から考えても、総理衙門のいう「公評」は、仲裁裁判の裁定を求めたものではなく、あくまで各国公使に日本を非難させ、その「公論」をもって日本を牽制しようとしたに過ぎない。

もう一つ興味深いのは、この時期に総理衙門と李鴻章の「公評」に対する態度が逆転してくることである。先述のように、8月時点では「公評」に消極的であった李鴻章が、9月以降「公評」に積極的になる。それにはアメリカ人外交官の動きが影響していた。

まず、9月4日付けの総理衙門宛の書簡で、李鴻章は駐天津副領事のベシクの提案を伝えている。これは、大久保との交渉開始にあたり、まず清朝側から日本の要求⁹⁵⁾承認や撫恤金支払いなどを提案し、それでも日本が兵費の賠償を要求してきたら、日本がマリア・ルス号事件でロシア皇帝の「評断」を要請したのにならぬ、他国に「公断」を要請するよう提案するというものであった。ベシクは「公断」提起について、

93) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九七、同治十三年九月庚戌（1874年10月20日）の条、総理各国事務恭親王等の奏摺、頁三四～三六。

94) 栗原前掲論文、79ページ、石井前掲書、153～155ページ、白前掲論文、91ページなど。

95) 柳原が6月7日に潘霽に提示した3点を指す。

このような大事に対し、各国はかならず公平な態度を取るので、「公断」になっても清朝に兵費賠償を命じる国はないとし、たまたもし日本が「公断」を拒否しても、清朝側はすでに情理を尽くしており、それ以上日本と交渉する必要はなく、英・露・独・米・仏の5大國本国に事情を伝えて論せば、通商への影響を考えて、日本が戦争に訴えるのを阻止する国が出てくる、と述べたという⁹⁶⁾。

ペシックのいう仲裁裁判に「公断」の表現が使われているのは、それと清朝側の「公評」との違いを李鴻章も意識していたからだと思われるが、ペシックの「公断」案も仲裁裁判そのものより、道理のうえで清朝が日本より優位に立つための方策という性格が強く、この点で清朝側の「公評」と相通じるものがある。

また、この時期に新任のアメリカ公使エイブリー (Benjamin P. Avery) が着任したが、北京への赴任の途上で天津に到着した彼と李鴻章は、10月19日から21日にかけて会談している。この際、李鴻章はエイブリーに「公評」を要請したが、エイブリーは清米天津条約の第1条に基づき、「調処」なら可能であると答えた。だが、その後エイブリーがペシックと相談し、李鴻章に提案したその具体的方法とは、エイブリーの北京着任後、清米天津条約第1条に基づく総理衙門からの援助要請に答えて、エイブリーが日本側に対し台湾全島の清朝領有権を論議するというものであった⁹⁷⁾。これは仲裁裁判ではなく仲介ではあるが、外国公使が日本の非を明言するという点で、清朝側の「公評」の目的と合致するものだった。

もっとも、今回の李鴻章とアメリカ公使らとの計画は、すでに総理衙門がウェードの仲介を受け入れ交渉を進めていたため、実現はしなかった⁹⁸⁾。だが、これ以降、清朝が直面する対外紛争において、仲裁裁判提起に関しアメリカ人外交官が影響を与えることとなる。そうした仲裁裁判にかかわるアメリカとの関係は、琉球処分をめぐる日清間の紛争、ペ

96) 『李文忠公全集』訳署函稿、卷二「附述美国副領事畢德格面議節略」同治十三年七月二十四日 (1874年9月4日)、頁四三～四五。

97) 同書、同卷「附与美使艾忻敏問答節略」同治十三年九月初十、十一、十二日 (1874年10月19、20、21日)、頁五二～五七。

98) エイブリーの着任は10月29日で、すでに10月25日にはウェードの仲介で日清双方は50万両の支払いで妥協していた。

トナムをめぐる清仏の対立⁹⁹⁾、さらには日清戦争後の下関講和会議にも認められる。仲裁裁判を最も推進していた国であり、またヨーロッパとは異なる外交理念を東アジアに示そうとするアメリカ人外交官の活動が、1880年代以降の清朝の仲裁裁判理解にどのような影響を与えることになるのか。稿を改めて論じたい。

おわりに

1870年代、清朝外政当局は、スペインとのキューバ招工問題および日本の台湾出兵をめぐる交渉をきっかけに、仲裁裁判という制度を具体的な外交戦術の一つとして意識するようになった。この際、彼らは同時期に翻訳された国際法関連書の訳語とは異なり、「公評」「評定」などの語でこの制度を表した。実際の外交の場でこの「公評」に言及するとき、彼らが西洋の制度を念頭に置いていたことは確かである¹⁰⁰⁾。提案された西洋人の側もそれを「arbitration」の要請と捉えた。だが、具体的な争点を仲裁裁判に付託するのではなく、「是非曲直の公評」を提起することで、各国に清朝の正しさと相手側の非とを明言させ、「公論」によって相手を牽制することが清朝外政担当者らの目的であった。ゆえに、彼らにとってそれはまさに「公評」と称すべきものだったのである。

一方、この時期に「公断」という語は、中国と外国との間で生じた商事紛争における仲裁に対して用いられていた。たとえば、1876年から清米間で問題となった高橋号をめぐる事案での用例をみてみよう。1876年7月にアメリカ公使スワード（George F. Seward）から総理衙門に対し、アメリカ人商人の所有汽船・高橋号（英文ではKiaochow, Kajowなどと表記される）の未払い貸借料に関する要請文が送られてきた。この小

99) この問題に関する研究に、望月直人「国際仲裁と国際世論—1883年、「越南問題」におけるアメリカ外交官の関与とその影響について」（『史林』101巻2号、2018年掲載予定）がある。

100) 例えば、1876年に天津でマーガリー事件をめぐりウェードと交渉していた李鴻章は、彼の周囲で「他国に評断を要請する」との案があることについて、「『万国公法』を調べると、両国ともに公評を願ってはじめて実施できるとあります。ウェードは滇案（マーガリー事件）への他国の関与を望んでいないと聞いています。こちらが人に公評を要請しても彼が応じなければ、どうすることもできません」と総理衙門に報告している。『李文忠公全集』訳署函稿、卷五「請奏派大員往烟台会商」光緒二年六月初二日（1976年7月22日）、頁三七～三八。

汽船は、太平天国鎮圧戦の際に常勝軍が借り上げたもので、1863年に常勝軍第2代隊長だったバーゲヴィン (Henry Andres Burgevin) が奪って太平天国軍に投じてしまい、その後、爆発してしまった¹⁰¹⁾ のだが、スワードはアメリカ人商人と貸借契約を結んでいた楊泰記に未払い貸借料の支払い義務があり、楊泰記にその支払いを命じるよう要請してきたのである¹⁰²⁾。総理衙門や李鴻章は、すでにこの件は常勝軍の帳簿を監査した「中人」(証人)のカニンガム (Edward Cunningham) とハンブリー (Thomas Hanbury)¹⁰³⁾ の「公断」により、支払い責任なしと判断されていると反論した¹⁰⁴⁾。

このように19世紀後半の清朝では、商事紛争における賠償責任の有無や賠償額に関する第三者による裁定に対し「公断」の語が使われていた。一方、アラバマ号事件がそうであるように、西洋の国際社会では国家間でも賠償責任の有無や賠償額に関する紛争はしばしば仲裁裁判に付託され、法に基づいた決定は尊重されるべきものだと考えられていた。アラバマ号事件の仲裁裁判がイギリスの中立義務違反と賠償責任を認め、イギリスがその決定に従ったことが評価されるのも、こうした法に基づいた判断に従うことが理想とされたからだろう。このような公平な裁定者による法的責任の裁定という意味では、私人間の商事紛争の仲裁も国家間の仲裁裁判も性格は同じであり、どちらも「公断」と漢訳されてもおかしくない。実際、国際法関連書の訳書はそのように訳しており、李鴻章もペシックの提案する仲裁裁判を「公断」と表現していた。

だが、本稿で確認したように、1870年代の清朝は、むしろ賠償責任な

101) この事件についてはDemetrius C. Boulger, *The Life of Sir Halliday Macartney K. C. M. G: Commander of Li Hung Chang's Trained Force in the Taeping Rebellion, Founder of the First Chinese Arsenal, for Thirty Years Councillor and Secretary to the Chinese Legation in London*, London: John Lane, the Bodley Head, 1908, pp. 81-85を参照。

102) 『中美往来照会集』第4冊「高橋輪船案請催還清欠款」光緒二年六月十一日(1876年7月31日)、333-334ページ。

103) カニンガムはアメリカ人商人で、上海工部局第一期董事となった人物。ハンブリーはイギリス人商人で、上海で教育事業を支援したり、ホテルを経営したりするなどの資産家であった。中国社会科学院近代史研究所翻訳室編『近代来華外国人名辞典』中国社会科学出版社、1981年、98、189ページ参照。

104) 『李文忠公全集』訳署函稿、卷六「議美使索租船旧欠」光緒二年十一月初八日(1876年12月23日)、頁三三~三四、『中美往来照会集』第4冊「華爾朋生案及高橋輪船案照会」光緒三年二月十三日(1877年3月27日)、436~444ページ。

どを争点とすることを避けるため、是非曲直を「公評」し、「公論」を形成して交渉を有利にするという、独特な形で仲裁裁判の制度を利用しようとした。西洋社会とは裁判における法の役割も異なれば外交の在り方も異なる当時の清朝において、利用可能な形が「公評」だったのである。

だとすれば、20世紀初めに清朝でも仲裁裁判を「公断」と呼ぶようになったことは、こうした仲裁裁判に対する認識、ひいては外交そのものに対する態度・認識が変わったことを意味するのだろうか。先述したアメリカの影響も含め、引き続き検討していきたい。

(補注) 清葡天津条約を改めて確認したところ、第6条に漢文・ポルトガル文の双方のテキストを正文とすることが規定されていた。よって「この条約には正文テキストに関する規定がない」との本稿の記述は誤りであり、訂正する。(2021年9月10日)